

2010年10月14日
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供
すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略
並びにコンピュータ処理について（答申）

2010年10月4日付けで諮問（第452号）された住民基本台帳に関する
ことに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通
知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並び
にコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

2010年6月28日から全国37路線、50区間において、高速道路の無
料化社会実験が開始されているが、高速道路無料化社会実験の実施による他の
交通機関に与える影響、二酸化炭素排出量に与える影響などを分析するために、
国土交通省では、高速道路無料化社会実験路線沿線都市を対象に、今年度実施
している全国都市交通特性調査（以下、「全国PT」という。）の一部として、

パーソントリップ調査を追加で実施することとなった。

全国PTは、概ね5年に一度、都市規模と都市の交通特性との関係を明らかにすることを主な目的として、都市圏の規模等を考慮して抽出された全国の都市を対象に行う調査である。過去には、1987年、1992年、1999年、2005年の計4回実施されている。調査の内容は、一定の調査対象地域内において「人の動き」を調べるものであり、ある特定の平日、休日の各1日について、「どのような人が」「いつ」「何の目的で」「どこから」「どこへ」「どのような交通手段で」移動したかについて調べるとともに、都市交通に関する意識・意向等を調査するものである。また全国PTは、統計法第2条第7項において「一般統計調査」として位置づけられており、統計法第19条第1項の定めにより、総務大臣の承認を受けて実施するものである。今年実施している調査は、9月2日に承認を受けている。

今回の全国PTにより得られるデータは、先述のとおり、高速道路無料化社会実験の実施による影響などの分析に使われるほか、一般的には、道路の将来交通需要予測等に活用されるものである。

- (2) 目的外に個人情報を提供することの必要性及び提供する個人情報について
ア 調査の必要性

国土交通省が実施する高速道路無料化社会実験は、高速道路を徹底的に活用し、物流コスト・物価を引き下げ、地域経済を活性化するため、高速道路を原則無料化にするとともに、地域への経済効果、渋滞や環境への影響について把握することが、その趣旨となっている。このことから、対象が全国の都市であり、かつ「人の動き」に着目し、移動の際に利用した交通手段を捉える全国PTの実施により、社会実験の目的が達成されると考える。

- イ 国土交通省関東地方整備局に個人情報を提供することの必要性

国土交通省が実施する高速道路無料化社会実験の対象路線の一つが、「新湘南バイパス」であり、本市はその沿線都市であることから、本市が調査対象都市として選定されたものである。全国PTは、国の直轄調査であり、管轄する地方整備局が調査主体となって調査を実施する。調査の方法は、調査票を郵送で配布し、郵送で回収して回答を得ることにより実施するものである。

調査の目的を達成するためには、対象都市において、同一水準かつ確実に整備されているデータベースである住民基本台帳を利用することが必要であることから、国土交通省関東地方整備局長より藤沢市長に対して、個人情報の提供の依頼があったものである。なお、同種の調査であり、東京都市圏を調査対象とする「第5回東京都市圏パーソントリップ調査」の実施にあたり、調査主体である神奈川県への個人情報の目的外提供について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、2008年7月10日付け答申第329号にて承認を得ている。

ウ 提供する個人情報について

提供する個人情報は、住民基本台帳における世帯主氏名、住所、世帯構成員各々の性別、世帯構成員各々の生年月日である。

(3) 個人情報の抽出におけるコンピュータ処理について

個人情報の抽出作業は、市内在住世帯から無作為系統抽出法で2,600世帯を抽出し、世帯主氏名、住所、世帯構成員全員の性別、生年月日を記載した調査対象者名簿を作成するものであるが、抽出数が多いため、コンピュータ処理が必要となるものである。

(4) 個人情報の提供方法について

抽出結果の提供方法は、CD-R等の記録媒体による電子ファイル並びに外字等の確認のために必要な出力したプリントを調査主体である国土交通省関東地方整備局の担当者へ直接手渡しするものである。

住民基本台帳データの提供までの流れは、次のとおりである。

ア 関東地方整備局長より全国都市交通特性調査に係る個人情報の目的外提供の依頼

イ 本市の全国都市交通特性調査事務の窓口である都市計画課より、住民基本台帳所管課である市民窓口センターへ協力を依頼

ウ 市民窓口センターよりIT推進課へ情報の抽出作業を依頼

エ 調査主体である国土交通省関東地方整備局の担当者へ抽出した情報を直接手渡しにより提供

(5) 安全対策について

調査は国土交通省関東地方整備局が発注した業務の請負者が実施する。

個人情報の管理や業務終了後の処理については、発注者である国土交通省関東地方整備局と請負者との間で交わされる契約書及び特記仕様書等で規定するほか、契約締結後に作成された以下のような「個人情報の取り扱いに関する作業計画書」により、個人情報保護に係る管理体制を確立するとともに、十分な配慮及び適切な処置が講じられる。

ア 個人情報の受け渡しについて

個人情報は、直接手渡しあるいは配達記録のできる手段により移管し、受け渡し確認書を作成する。

イ 個人情報の保管について

(ア) 保管場所は、施錠できる書棚とし、鍵は個人情報保護責任者が管理する。

(イ) 個人情報保護責任者は、定期的に個人情報の保管状況について確認し、国土交通省関東地方整備局へ報告する。

ウ 個人情報の使用について

(ア) 本業務の目的以外の目的で個人情報を使用しない。

(イ) 第三者への提供は行わない。

(ウ) 専用のPCのみで取扱い、ネットワークに接続しないこととする

に、パスワードを設定し、予め指定した者のみがPCでの処理ができるものとする。

エ 個人情報の返却、提出及び不要情報の廃棄について
調査終了後、速やかに返却または破棄する。

(6) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本調査の対象世帯は2,600世帯にのぼることから、通知すべき相手が多数で、目的外のために提供をする管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから本人通知を省略するものである。なお、事前に市の広報に個人情報を国土交通省関東地方整備局へ目的外に提供する旨を掲載し、また、調査実施にあたっては、ホームページなどによるPR活動を行う予定である。

(7) 実施年月日

住民基本台帳の目的外提供の時期は2010年10月下旬を予定している。

全国都市交通特性調査は、本市においては、2010年11月から12月の実施を予定している。

(8) 提出資料

- ア 資料1 国土交通省関東地方整備局長からの依頼文(写)
- イ 資料2 契約書(写)
- ウ 資料3 特記仕様書(写)
- エ 資料4 指示書(写)・監督職員変更通知書(写)
- オ 資料5 作業計画書(写)
- カ 資料6 個人情報の目的外提供についての広報ふじさわ原稿
- キ 資料7 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の(1)から(3)までの結論のとおり
の判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

国土交通省が実施する高速道路無料化社会実験の対象路線の一つが、「新湘南バイパス」であり、その沿線都市であることから、本市が全国PTの調査対象都市として選定されている。全国PTは、国の直轄調査であり、管轄する地方整備局が調査主体となり、調査票を郵送で配布し、郵送で回収して回答を得る方法で実施するものである。

調査の目的を達成するためには、対象都市において、同一水準かつ確実に整備されているデータベースである住民基本台帳を利用することが必要であることから、国土交通省関東地方整備局長より個人情報の提供の依頼がされている。提供する個人情報は、住民基本台帳における世帯主氏名、住所、世帯構成員各

々の性別，世帯構成員各々の生年月日である。

以上のことから判断すると，目的外に提供する必要があると認められる。ただし，実施機関は，国土交通省関東地方整備局が発注した業務の請負者が個人情報取扱事業者に該当するかを確認し，個人情報取扱事業者に該当しない場合には条例第13条を遵守するよう求め，当該業務請負者からの個人情報の返却及び廃棄については，国土交通省関東地方整備局から確認をとり当審議会に報告することを条件とするものである。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本調査の対象世帯は2,600世帯にのぼることから，通知すべき相手が多数で，目的外のために提供をする管理情報の内容の重要度の度合いに比べて，通知する費用や事務量が過分に必要となり，実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。なお，事前に市の広報に個人情報を国土交通省関東地方整備局へ目的外に提供する旨を掲載し，また，調査実施にあたっては，ホームページなどによるPR活動を行う予定とのことである。

以上のことから判断すると，目的外に提供することに伴う本人通知の省略について合理的理由が認められる。

(3) コンピュータ処理を行う必要性について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

個人情報の抽出作業は，市内在住世帯から無作為系統抽出法で2,600世帯を抽出し，世帯主氏名，住所，世帯構成員全員の性別，生年月日を記載した調査対象者名簿を作成するものであるが，抽出数が多いため，コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理をする必要があると認められる。

イ 安全対策について

(ア) 実施機関の口頭の説明によると，アのコンピュータ処理は，すべてIT推進課のコンピュータで行うものであり，抽出されたCD-R等の記録媒体による電子ファイル並びに外字等の確認のために必要な出力したプリントについては，国土交通省関東地方整備局の担当者へ直接手渡しをするが，「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき適正に管理し，個人情報の保護及び安全の確保に努めるとのことである。

(イ) 調査は国土交通省関東地方整備局が発注した業務の請負者が実施するが，実施機関では，国土交通省関東地方整備局に，以下のとおり確認をしている。すなわち，個人情報の管理や業務終了後の処理については，請負者との間で交わされる契約書及び特記仕様書等で規定するほか，契約締結後に作成された「個人情報の取り扱いに関する作業計画書」により，十分な配慮及び適切な処置が講じられるものである。

また，業務請負者作成の作業計画書では，個人情報保護に係る管理体制を

確立するとともに、次の内容について規定している。

a 個人情報の受け渡しについて

個人情報は、直接手渡しあるいは配達記録のできる手段により移管し、受け渡し確認書を作成する。

b 個人情報の保管について

- (a) 保管場所は、施錠できる書棚とし、鍵は個人情報保護責任者が管理する。
- (b) 個人情報保護責任者は、定期的に個人情報の保管状況について確認し、国土交通省関東地方整備局へ報告する。

c 個人情報の使用について

- (a) 本業務の目的以外の目的で個人情報を使用しない。
- (b) 第三者への提供は行わない。
- (c) 専用のPCのみで取扱い、ネットワークに接続しないこととするとともに、パスワードを設定し、予め指定した者のみがPCでの処理ができるものとする。
- (d) 個人情報の返却、提出及び不要情報の廃棄について調査終了後、速やかに返却または破棄する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認めれる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上